

資料 2

三条市看護系高等教育機関の開設に係る懇談会設置要領

(設置)

第1条 看護系高等教育機関の開設に向けた施設整備等に関する検討を行うため、三条市看護系高等教育機関の開設に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 看護系高等教育機関の施設の整備に関すること。
- (2) 看護系高等教育機関を運営する事業者による運営への要望に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 懇談会は、構成員 10 名以内で組織する。

2 構成員は、医療関係団体等が推薦する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる所掌事項の検討が完了する日までとする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、市長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ市長の指定する構成員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 懇談会は、2分の1以上の構成員が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月22日から施行する。

三条市看護系高等教育機関の開設に係る懇談会設置要領 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>(組織)</p> <p>第3条 懇談会は、構成員 10 名以内で組織する。</p> <p>2 構成員は、<u>医療関係団体等が推薦する者その他適当と認める者</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 懇談会は、構成員 10 名以内で組織する。</p> <p>2 構成員は、<u>次に掲げる者</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>医療関係団体等が推薦する者</u></p> <p>(2) <u>大崎地区自治会長協議会が推薦する者</u></p> <p>(3) <u>その他市長が適当と認める者</u></p>